

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年十月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二日

埼玉県北本県土整備事務所長 久保田 浩 二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 鴻巣川島線
- 三 道路の区域

| 新 B 旧 B | 旧 A | 旧 新 別 |
|---|--|-----------------|
| <p>鴻巣市箕田字吉右エ門三一一一 番一地从り同市宮前字本田九 一五番地先まで</p> | <p>鴻巣市赤見台二丁目五二八番七 地先から同市箕田字九右エ門一 四〇六番一地从り先まで</p> | 区 間 |
| 一一・八八〇四二・〇三 | 六・〇〇〇二五・三〇 | 敷地の幅員 (メートル) |
| 六九七・四〇 | 二一六三・五〇 | 延長 (メートル) |
| <p>鴻巣線として存置し、残区 間を鴻巣市道として引き継 ぐ。</p> | | 備 考 |